

第4次小山市 人権施策推進基本計画

2022～2026

概要版

すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して

令和4(2022)年 3月

小山市

計画策定の背景・趣旨

「人権」は、基本的人権を保障している日本国憲法のもと、すべての人々が生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵害されることのない基本的な権利です。

本市においては平成16(2004)年に「小山市人権尊重の社会づくり条例」を施行するとともに、平成19(2007)年から5年ごとに「小山市人権施策推進基本計画」を策定し、市の現状に応じた人権施策を総合的に展開してまいりました。

しかしながら、依然として、生命や身体の安全に関わる重大な事件や偏見から起こる差別等の人権問題が存在し、さらに近年では、人権問題が複雑化・多様化するとともに、新たな課題も生じています。

本計画は人権侵害が行われることなく、一人一人の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、多様化する市民の価値観やニーズを的確に捉えるとともに、SDGsの視点を踏まえながら、本市における人権施策を推進していくための指針として策定するものです。

計画の期間

本計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間です。

基本理念

すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して

計画の目標

- ◆ 一人一人がかけがえのない存在として尊重され、偏見や不当な差別のない社会
- ◆ 誰もがそれぞれの幸福を最大限に追求し、自己実現を図ることができる社会
- ◆ 一人一人の違いを認め合い、豊かさとして共生できる社会

※本計画は、「小山市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」に基づき、上記に示す社会の実現を目指し、各種人権施策を総合的に推進することを目標とします。

体 系 図

計画の目標

一人一人がかけがえのない存在として尊重され、
偏見や不当な差別のない社会

誰もがそれぞれの幸福を
最大限に追求し、自己実現を図ることができる社会

一人一人の違いを認め合い、豊かさとして共生できる社会

計画の基本的取組

1 人権教育及び人権啓発

(1) あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

- ① 学校における人権教育の推進
- ② 家庭・地域における人権教育及び人権啓発の推進
- ③ 企業・団体等における人権教育及び人権啓発の推進

(2) 特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発の推進

- ① 行政・教育・医療・福祉等の従事者に対する人権教育及び人権啓発

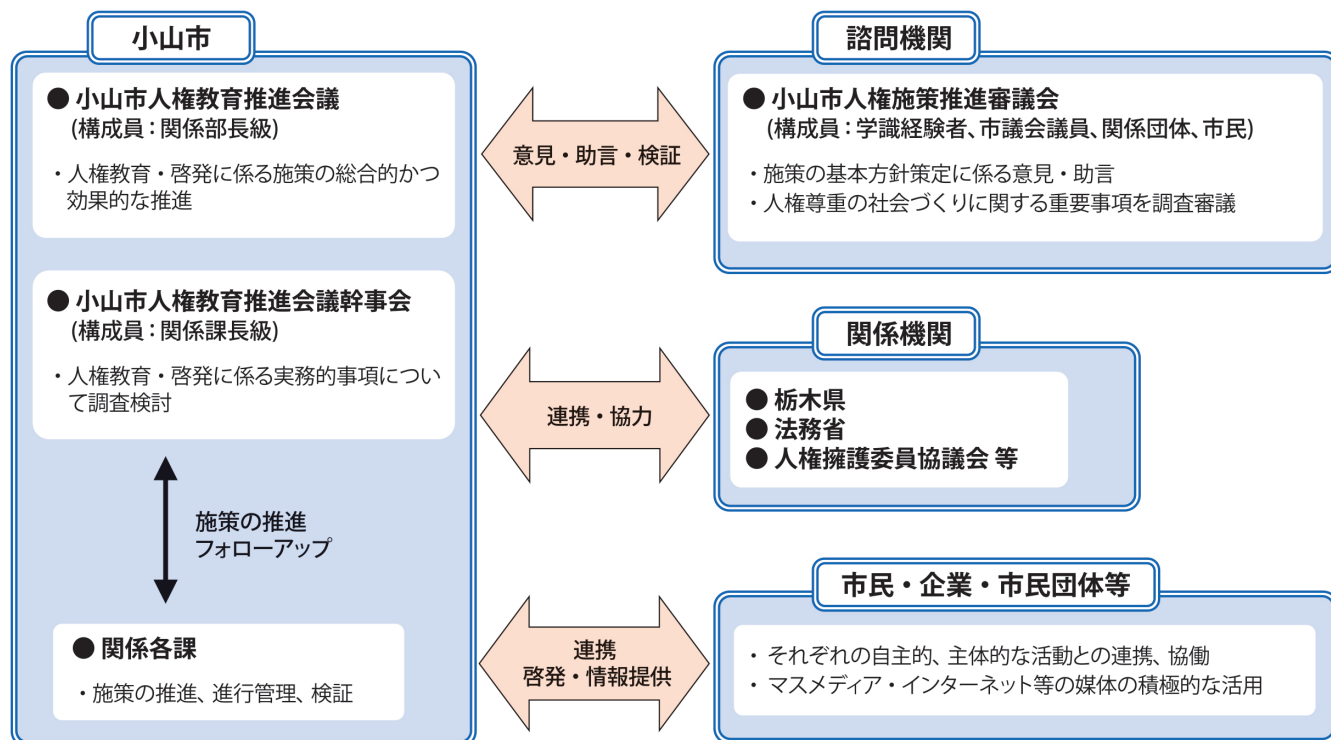
2 相談・支援

(1) 相談支援体制の充実

- ① 相談機能・支援体制の充実、関係機関との連携強化
- ② 相談窓口に関する情報の周知

分野別課題	SDGs	施策の方向
1 男女の人権	  	①男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上 ②男女の人権の尊重
2 子どもの人権	  	①子どもの人権の尊重 ②いじめ等の問題に関する取組の推進 ③児童虐待防止の充実 ④子育て環境づくりの推進 ⑤子どもの貧困対策の推進
3 高齢者の人権	  	①高齢者の人権の尊重 ②高齢者の尊厳の確保 ③自立支援と生きがいづくりの推進 ④高齢者に配慮した生活環境の確保
4 障がい者の人権	  	①共生社会の実現 ②自己決定・自己選択の支援 ③社会参加の支援 ④障がい者が安心して暮らせる環境の確保 ⑤特別支援教育の充実
5 同和問題 (部落差別)	  	①すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発の推進
6 外国人の人権	  	①外国人の人権の尊重 ②市内在住外国人支援の充実
7 感染症患者等の人権	  	①HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識を解消するための教育・啓発の推進
8 犯罪被害者とその家族の人権	  	①犯罪被害者等の相談・支援体制の強化 ②犯罪被害者等支援の重要性に関する市民意識の向上
9 性的マイノリティの人権 新規	  	①性的マイノリティへの理解のための教育・啓発の推進 ②相談支援の充実
10 働く人の人権 新規	  	①働きやすい職場環境づくりの推進 ②就労支援体制の充実
11 インターネットによる人権侵害	  	①インターネットの適切な利用に関する教育・啓発の推進 ②インターネット上の人権侵害等に対する支援
12 災害に伴う人権問題	  	①人権尊重の視点に立った被災者支援
13 その他の人権問題	  	様々な人権問題に関する人権教育・人権啓発の推進 ①アイヌの人々 ②刑を終えて出所した人等 ③ホームレス ④拉致問題等 ⑤人身取引（トラフィッキング）

推進体制



進行管理

- ・毎年度、所管課による自己評価・検証を実施する。
- ・事業等の取組状況について、「小山市人権施策推進審議会」に意見・助言を求める。
- ・「小山市人権教育推進会議」で各部局間の緊密な連絡調整を図りながら、総合的かつ効果的な施策の推進に努める。

SDGs(持続可能な開発目標)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、「地球上の誰一人として取り残さない」ことをスローガンに2030年を期限とした17のゴールと169のターゲット、232の指標で構成された、先進国も途上国も目指すべき国際社会共通の目標です。

その中で、人や国の不平等の是正といった人権に大きく関わる目標等も掲げられ、平和に暮らせる持続可能な世界の実現に向けた取組が展開されています。



成果指標一覧

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、施策を総合的に推進するための指標を設定します

分野別課題	項 目	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度
男女の人権	審議会等における女性委員の割合	37.8%	40%以上 60%以下
	社会全体における男女平等意識について「平等」と感じている市民の割合 *1	15.6% (令和元年度)	25.0%以上
子どもの人権	オレンジリボンキャンペーンの啓発ポスターの設置依頼事業所数	14 社	2,000 社
	「第 2 次小山市子どもの貧困撲滅 5 か年計画」の目標値を達成した指標数	10 指標 (全 44 指標)	35 指標 (全 44 指標)
高齢者の人権	生き生き高齢者育成支援推進事業 (サイト閲覧件数)	2,806 回 (令和 2 年度)	3,300 回
	高齢者の見守り・支え合いに取り組んでいる自治会数 (全 260 自治会数のうちの割合)	29.2% (令和 2 年度)	100%
障がい者の人権	小山市障がい児者基幹相談支援センターによる相談支援 (相談延べ件数)	2,122 件 (令和 2 年度)	3,080 件
	法人後見事業 (受任件数)	4 件	9 件
同和問題 (部落差別)	部落差別が「ある」「どちらかといえばある」と答えた人の割合 *2	26.1%	根絶を目指す
	同和問題を扱った研修・啓発紙の作成	年 5 回	年 6 回
外国人の人権	多言語情報発信アプリによる行政情報の発信 (掲載部署)	11 課	20 課
	一元的相談窓口としての環境整備・相談対応 (相談者延べ人数)	3,417 人 (令和 2 年度)	3,800 人
感染症患者等 の人権	広報小山・ホームページでの情報発信	年 3 回	年 6 回
性的マイノリ ティの人権	性的マイノリティについての認知度 (「知っている」「少し知っている」と答えた割合) *2	71.5%	80%
	特定職業従事者人権研修会の実施	年 1 回	年 2 回
働く人の人権	小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業	85 社	125 社
	創業相談・起業家育成講座	各 1 件	各 6 件

* 1 小山市男女共同参画に関するアンケート調査 (令和元年度)

* 2 小山市人権に関する市民意識調査 (令和3年度)

第 4 次小山市人権施策推進基本計画
(2022-2026)
概要版

発行 令和 4 (2022) 年 3 月
企画・編集 小山市総務部 人権・男女共同参画課
〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号
電話 0285-22-9292 FAX 0285-22-8972